

## 令和7年度県立麻生支援学校施設開放の利用規定

- 1 利用は（毎週土曜日及び日曜日、祝日：午前9時～午前12時、午後1時～午後4時、平日（火・金曜日）：午後5時～午後7時）の時間帯でご利用いただけます。午前9時～午前12時、午後1時～午後4時、午後5時～午後7時の時間帯でそれぞれ1団体ずつの利用となります。開始時間と終了時間を守ってください。利用時間は準備・片付けを含む時間となっています。長期休業中や年末年始休業、学校行事等で利用できない日があります。

- 2 御利用いただける施設等の範囲は次のとおりです。

利用施設	利用できる設備等	付属施設
体育館	教育活動の妨げにならない範囲の中で学校備品	トイレ・洗面所・その他
音楽室 1	教育活動の妨げにならない範囲の中で学校備品 ※楽器庫の楽器は使用不可	

- 3 施設を御利用いただけるのは、原則として地域住民、障害児・者関係団体および本校児童生徒の保護者、卒業生等の学校関係者であり、5人以上で利用する団体です。個人での利用はできません。初回の利用時に施設開放登録申請（団体登録）をしてください。

- 4 利用料は以下のとおりです。

施設名	区分	単位	金額（うち消費税相当分）
体育館	照明設備を利用	平日：1回（2時間）	440円（40円）
		土日祝：1回（3時間）	660円（60円）
	冷房設備を利用	平日：1回（2時間）	3420円（310円）
		土日祝：1回（3時間）	5130円（465円）
	暖房設備を利用	平日：1回（2時間）	5160円（468円）
		土日祝：1回（3時間）	7740円（702円）
音楽室	冷房設備を利用	平日：1回（2時間）	720円（64円）
		土日祝：1回（3時間）	1080円（96円）
	暖房設備を利用	平日：1回（2時間）	1080円（98円）
		土日祝：1回（3時間）	1620円（147円）

- 5 御利用の際の注意点

- (1) 学校施設は、県民共有の財産です。皆さん気が持ちよく利用できるよう、また、児童・生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守って御利用ください。
- ① 施設内での飲食は禁止（水分補給は可）です。
  - ② トイレはきれいにお使いください。汚した時はその場できれいにしてください。
  - ③ 学校敷地内は禁煙です。また、校門付近など学校周辺においても、禁煙に御協力ください。

- ④ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
  - ⑤ 利用中の事故、学校設備や備品に破損、滅失が生じた場合、施設管理員を通じて学校に連絡するとともに、施設・設備破損届を提出し、速やかに現状復帰するための経費について弁償の責任を負っていただきます。
  - ⑥ ゴミは必ずお持ち帰りください。紙おむつも同様にお持ち帰りください。
  - ⑦ 火気の使用は禁止します。
  - ⑧ 騒音防止に御協力ください。
  - ⑨ 営利を目的とする利用や、政治的または宗教的活動のための利用はできません。
  - ⑩ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある利用や運営委員会委員長が不適当と認めた利用はできません。
- (2) 利用が終了した時には、利用施設の清掃をお願いします。
- 体育館は、必ずモップをかけてください。利用した各施設の戸締まり確認をお願いします。
- 使用した備品や利用設備などは、必ず所定の場所に戻してください。
- 手指消毒液等は各団体で御準備ください。
- (3) 駐車場は、第1駐車場（18台駐車可能）、第2駐車場（24台駐車可能）を御利用ください。
- 障害者用は、体育館前に2台駐車スペースがあります。また、イベント等で、多くの車両台数が予測される場合には、事前に御相談ください。
- (4) 団体の都合により利用を中止・変更する場合または当日荒天や不慮の事故などで利用を取り消す場合は、速やかに運営委員会委員長まで御連絡ください。
- (5) 感染症に対策における留意事項
- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せずに、自宅で休養する。
  - ② 施設の利用前には手を洗う。
  - ③ 利用中は十分な換気を行う。
  - ④ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

## 6. 利用方法について

- (1) 学校ホームページから施設開放登録申請書（様式1）と施設開放利用者名簿（様式2）をダウンロードしてください。
- (2) 施設開放登録申請書（様式1）と施設開放利用者名簿（様式2）に、必要事項を入力または記入後、メール（chiiki-asao-sh@pen-kanagawa.ed.jp）またはFAX（044-986-2517）で学校に提出してください。
- また、提出後には、電話でその旨をお伝えください。
- (3) 学校から登録申請完了のメールまたはFAXがあります。
- (4) 登録申請が完了した団体は、開放カレンダーで利用可能日を確認し、提出期限までに施設開放申込書（様式3）をメール（chiiki-asao-sh@pen-kanagawa.ed.jp）またはFAX（044-986-2517）で学校に提出してください。また、提出後には、電話でその旨をお伝えください。
- (5) 学校から施設開放承認書（様式4）がメールまたはFAXで交付されます。
- (6) 利用当日は、事務室に施設開放利用書（様式5）を提出した後、御利用ください。
- ※当日の利用者全員の連絡先等を記載した名簿を作成してください。（学校への提出は不要です）
- ※AEDは、事務室に設置されています。
- (7) 利用時間内に、清掃及び換気を行ってください。
- (8) 利用終了後、施設開放利用報告書（様式6）を事務室に提出してください。

(9) 後日、納付書が発行されますので、期日までに納付をお願いします。

※利用団体は、必ず神奈川県立麻生支援学校施設開放実施要綱と神奈川県立麻生支援学校施設開放規則、感染症対策注意事項をお読みください。